

岐阜県シニアソフトボール連盟 規約 (平成22年)

第1条、名称

本会は岐阜県シニアソフトボール連盟と称し、その事務所は事務局長宅に置く。

第2条、後援

岐阜新聞、岐阜放送、ダイワマルエスゴム(株)。

第3条、目的

日本全体が高齢化に向かう社会にあつて、何時までも若々しく、より豊かな人生を送るため、ソフトボールを通じて、相互の親睦と交流を進め、さらに健康維持、増進に努め、生涯活動の活性化を図る事を目的とする。

第4条、事業

年間を通じ各地区持ち回りにてリーグ戦を開催し、納会時に表彰する。

第5条、組織

県シニアソフトボール連盟に登録したチーム、会員にて組織する。

第6条、会員

岐阜県内に在住するか、県内に存在する職場に勤務する、年齢59才(当該年度末現在の満年齢)以上の男子で、なおソフトボール愛好者とする。(年齢厳守)

第7条、役員

本会は次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名
		専務理事	1名
		常任理事(チーム代表)	
		理事(チーム監督)	
連盟強化本部長	1名	副本部長	数名
事務局長	1名	副事務局長	1名
財務長	1名	副財務長	1名
審判長	1名	副審判長	数名
監査役	2名		

上記役員以外に、名誉会長、相談役をおく事が出来、その委嘱は会長とする。

第8条、役員選出

会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、連盟強化本部長、副本部長、事務局長、副事務局長、財務長、副財務長、審判長、副審判長、監査役は理事会にて推挙。

第9条、役員任務

- (1) 会長は本会を代表し、会全般を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 理事長は理事会を代表して事業の総括をする。
- (4) 副理事長は理事長を補佐する。
- (5) 専務理事は理事長のもとで、理事業務全般を運営する。
- (6) 連盟強化本部長は組織の拡大、会員の増強を行う。

- (7) 事務局長は、会長、理事長の指示を受け、連盟の事業、事務の全般を指揮する。
- (8) 財務長は、本会の財務業務を行い、必要に応じ理事会に報告する。
- (9) 理事は本部役員を兼ねる事ができる。
- (8) 役員任期は2年として、再任を妨げない。

第10条、会議

- (1) 本会は年1回、総会を開催する。又、必要に応じて臨時総会を開催する。
- (2) 理事会は会長が招集して、理事長が議長となり会議を行う。
- (3) 総会の会議は連盟役員2分の1以上の出席（委任状も含む）により開催し、過半数の同意を得て決定する。
- (4) 監査役は年度末に会計監査を行い、総会時にその報告を行う。

第11条、会計

本連盟の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費（チーム登録費）、その他の収入。
- (2) 年会費はチーム登録費として1チーム¥25,000とする。
- (3) 使途は通信連絡費、会場使用料、諸経費等、連盟運営費に充当する。

第12条、登録

当連盟の所定の登録用紙に住所（町名番地まで）、氏名等を正確に記入して事務局に提出する。（締切は新年総会時まで）

登録チームの適格性については、理事会で決定。

第13条、試合細則

- (1) 連盟登録チームは年間を通してリーグ戦に優先的に参加する。
- (2) グランドの確保。各チームは年間、最低1回はグラウンドを確保する様に努力する事。
- (3) 各チームは試合内容充実向上のため正式審判員の帯同に努力する事。
- (4) 申し合わせ事項
 - (イ) 試合日、現地集合は8時00分。監督会議は8時30分。
試合開始は9時00分。年間を通じてこれを原則とする。
 - (ロ) 試合は70分。（時間優先）7回戦とし、5回以降7点差以上はコールドゲーム適用。延長戦はなし。引き分けは有り。
（大差で5分を切っていた場合は終了する）
新しいイニングに入ったら、時間で切らないこと。
尚、当日の天候、その他の事由により、監督会議の議決を経て、時間を短縮する場合がある。
 - (ハ) 主審は時間を教える義務はない。
 - (ニ) 競技規則は、当連盟申し合わせ規則の外、当該年度のオフィシャルルールによる。
 - (ホ) 試合開催地協力チームに協力費として下記に従い支給する。
 - 1面～¥3,000
 - 2面～¥5,000

3面～¥7,000

4面～¥10,000

石灰代等はこの中に含まれるものとする。

上記金額をオーバーした場合は、実費支給する。

- (へ) ベース、ラインカーは開催地の責任で準備する事。
不足の場合は近隣チームに要請する。
- (ト) 使用球は本連盟では、ダイワマルエスボールを使用する。
- (チ) 本連盟の主催する試合に関して発生する総ての傷害について、本連盟は一切責任を負うことは出来ません。
全員が保険に入っていていただき、健康保険証等を持参の事。
- (リ) 試合開催地に迷惑をかけないように、規約を遵守する事。
特に不法駐車はしない事。
- (ヌ) 開催地の天候が不明確な場合は、開催地の担当チームに確認をとり、勝手な判断をしない事。
大会開催地のチームは問い合わせに応じる事。
大会開催地の担当者から、参加チームへの連絡はしない。
問い合わせ時間は6:00～。
各チームの連絡先は別紙に定める。
試合開催の可否は、開催地の担当チームと理事長合意の上決定する。

第14条、棄権、不正

- (1) 試合会場では、総てに対しスポーツマンシップにのっとり行動をする事。
これに反したと見なされたときは、参加役員の判断により速やかに、何らかの処置をとり、後日、理事会にて協議する。
- (2) 未登録選手、年齢偽り、替え玉等不正選手は認めない。
もし発覚した場合、チームはコールド負けとし、以降の試合参加(チームの)を調整する。
- (3) 当日の棄権は認めない。
当日棄権をすると相手チームに不快な迷惑をかけるので充分注意する事。
もし万が一、棄権したときはコールド負けとする。
- (4) チームの役員は、試合日程をよく確認し、事務局へ、参加、不参加を、10日前に連絡する事。
- (5) 来た時よりも美しく。試合終了後は整備清掃を確実に行う事。

第15条、ハイシニア・リーグ及び、古希リーグ戦

- (1) シニア登録チームの有資格選手でチームを編成する。
年齢制限は、ハイシニアは65歳、古希70歳(いずれも当該年度末現在の満年齢)以上とする。
- (2) 当連盟にチーム登録をする。
シニア登録書に有資格者として記載すれば、新たに登録する必要はない。
但し、複数のチームの連合として編成する場合は、所定の用紙で別に登録すること。

尚、登録料は不要とする。

- (3) 運営は当連盟の規約に準じて行う。
- (4) 試合日は平日に行う場合がある。
- (5) 表彰は、その年度の参加チーム数、試合実施状況等を勘案して、役員会で定める。

第16条、表彰規定

(1) 団体表彰

- (イ) 年間リーグ戦の合計勝点で順位を定める。
同一勝ち点の場合は、得失点差の合計により順位を決める。
- (ロ) 採点方法は次の通りとする。
勝ち～+3点。 引き分け～+1,5点、 負け～：-0,5点。
- (ハ) 表彰対象及び内容は次の通りとする。
優 勝： 優勝旗、賞状、副賞
準優勝： 賞状、副賞
三 位： 賞状、副賞

(2) 個人表彰

- 団体表彰チームから推薦された所属の選手、各1名を次の通り表彰する。
最高殊勲選手；賞状、副賞（優勝チーム）
最優秀選手：賞状、副賞（準優勝チーム）
優秀選手：賞状、副賞（三位チーム）

第17条、年度

年度はその年の1月1日～12月31日とする。

第18条、附則

- 本規約は、逐次、状況の変化により改正する。
- 本規約は、平成16年2月8日より施行する。
- 本規約は、平成18年8月12日より施行する。
- 本規約は、平成19年8月8日より施行する。
- 本規約は、平成20年2月17日より施行する。
- 本規約は、平成21年2月16日より施行する。
- 本規約は、平成22年1月1日より施行する。

以下余白